

所 管 事 項 調 査

目次	ページ
1 宿泊税の今後の見直し検討について ······	2 ~ 5
参考 1 長崎市宿泊税条例 ······	6
参考 2 長崎市観光・MICE 振興審議会規則 ······	7 ~ 8
参考 3 各年度の宿泊者数と宿泊税額 ······	9
参考 4 令和5年度の宿泊税活用事業（実績） ······	10
参考 5 他都市の宿泊税見直し検討状況 ······	11~13

文 化 觀 光 部
財 務 部
令 和 7 年 2 月

1 宿泊税の今後の見直し検討について

(1)趣旨

・宿泊税は、長崎市宿泊税条例第1条の規定により、都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるための目的税として、令和5年度から課税している。

また、宿泊税は、「訪問客への還元」を方針とし、「利便性」「満足度」「再訪意欲」の向上につながる事業で、用途の分類である次の「5つの柱」(宿泊税賦課費を除く)に基づき活用している。

(①サービス向上・消費拡大、②情報提供、③受入環境整備、④資源磨き、⑤緊急時の対応)

・同条例附則第6項に、「市長は、この条例の施行後3年ごとに、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」ことになっている。

・令和5年度及び令和6年度は、重点的に訪問客の呼び込みのためのプロモーションや誘客促進のための事業などに活用していたが、今後は、閑散期対策をはじめ、公衆トイレの整備、多言語案内板の整備などの受入環境の整備や、ユニークベニューの利活用支援事業に取り組むなどの観光資源の磨き上げなど、宿泊税活用の効果が目に見えるかたちでの有効活用に取り組んでいきたいと考えている。

宿泊税導入時の活用額は約5億円を想定していたが、令和6年度策定の中期財政見通しでは、令和7年度以降の宿泊税は3.6億円程度にとどまる見込み(令和7年度当初予算では3.7億円を計上)である。

・今後も引き続き非常に厳しい財政運営となることが想定される中、現在の税率での宿泊税では、新たな取組みもさることながら、既存の取り組みも十分に賄うことが難しくなることから、持続的な財源を確保するため、条例施行後3年目となる令和7年度に、宿泊税の今後の税率の見直し検討を進めるもの。

(2)検討組織(案)

ア 「長崎市観光・MICE振興審議会」に小委員会の設置を予定

<理由>

- ・宿泊税は観光施策の推進のための費用にあてる目的税であることから、宿泊税の今後のあり方の検討は、同審議会の担任事務である「本市の観光及びMICEの振興に関する重要事項の調査審議に関すること」の範疇であると解される。また、宿泊税導入時をはじめ、導入後の活用についても同審議会で報告、意見聴取を行っている状況にある。
- ・宿泊税導入時の「宿泊税検討委員会」の委員のうち3人は「観光・MICE振興審議会」の委員と重複している。
- ・他都市においても、見直し検討のために新たに条例に基づく附属機関は設置しておらず、既存の附属機関の活用(大阪府、京都市)や要綱に基づき検討会議を設置(金沢市、福岡県、福岡市、北九州市)している状況である。

イ 小委員会の委員構成(案)

既存の10人の委員から5人を選定(想定)

- (ア)学識経験のある者
- (イ)観光関係団体を代表する者
- (ウ)商工業関係団体を代表する者
- (エ)産業関係団体を代表する者

※小委員会設置に伴う関連予算を令和7年6月議会に補正予算計上予定(事業名:観光・MICE戦略推進費)

<参考>

1 「長崎市観光・MICE振興審議会」について（令和2年4月1日施行）

- (1) 担任事務：本市の観光及びMICEの振興に関する重要事項の調査審議に関すること
(2) 審議会委員の構成：10人

ア 学識経験のある者

イ 観光まちづくり関係団体を代表する者

ウ 観光関係団体を代表する者（長崎国際観光コンベンション協会、長崎県旅館ホテル生活衛生同業組合）

エ 商工業関係団体を代表する者（長崎商工会議所）

オ 産業関係団体を代表する者

カ 市民

2 「長崎市宿泊税検討委員会」について（令和元年10月1日から令和2年9月30日まで）

- (1) 担任事務：本市の宿泊税の導入に関する重要事項の調査審議に関すること
(2) 審議会委員の構成：6人

ア 学識経験のある者

イ 旅行業関係団体を代表する者

ウ 観光関係団体を代表する者（長崎国際観光コンベンション協会）

エ 経済団体を代表する者（長崎商工会議所）

オ 宿泊関係団体を代表する者（長崎市旅館ホテル連合会）

(3) 検討内容(案)

今後の宿泊税の見直し

- 現条例の施行状況や他都市の宿泊税の見直し状況などを示しながら、宿泊税の活用内容について意見聴取を行う。それを踏まえ、市として税率（税額）の見直しの検討材料とする。

(4)宿泊税見直し検討スケジュール(案)

	2年目				3年目												4年目								5年目										
	R6				R7												R8								R9										
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月			
所管事項調査(税率検討方針説明)				●																															
観光・MICE審議会規則改正(小委員会の設置)					➡																														
補正予算提案(審議会会議費)						➡																													
小委員会での検討							①	②	③																										
宿泊事業者の団体との意見交換										●																									
審議会報告										●																									
市長への報告										●																									
所管事項調査										●																									
意思決定(制度見直し)										●																									
宿泊税条例改正											●																								
総務省同意												➡																							
宿泊事業者説明													●																						
新制度周知期間														➡																					
新制度開始																																		R9.4 START	➡

○長崎市宿泊税条例 (抜粋)

令和4年3月23日
条例第3号

(宿泊税)

第1条 本市は、都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市長が定める日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

（令和4年規則第67号で令和5年4月1日から施行）

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用する。

(経過措置)

3 この条例の公布の日において現に旅館業等を営んでいる者又は同日から施行日までの間において旅館業等を営もうとする者は、第8条第1項の規定にかかわらず、施行日の前日までに同項に規定する申告書にその事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

4 前項の規定により申告した者は、その申告した事項に異動があつたときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(準備行為)

5 第7条第2項の規定による指定及び第9条第1項の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(検討)

6 市長は、この条例の施行後3年ごとに、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○長崎市観光・MICE振興審議会規則

令和2年3月31日
規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎市附属機関に関する条例（昭和28年長崎市条例第42号）第3条の規定に基づき、長崎市観光・MICE振興審議会（以下「審議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 観光まちづくり関係団体を代表する者
- (3) 観光関係団体を代表する者
- (4) 商工業関係団体を代表する者
- (5) 産業関係団体を代表する者
- (6) 市民

3 市長は、前項第6号に掲げる委員の選任に当たつては、公募の方法により、これを行うものとする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2項第2号から第5号までに掲げる者のうちから委嘱された委員が、その団体を離れたときは、前2項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係人に資料の提出を求めることができる。

(結果報告)

第7条 会長は、調査審議が終わつたときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、文化観光部観光政策課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

(施行期日)

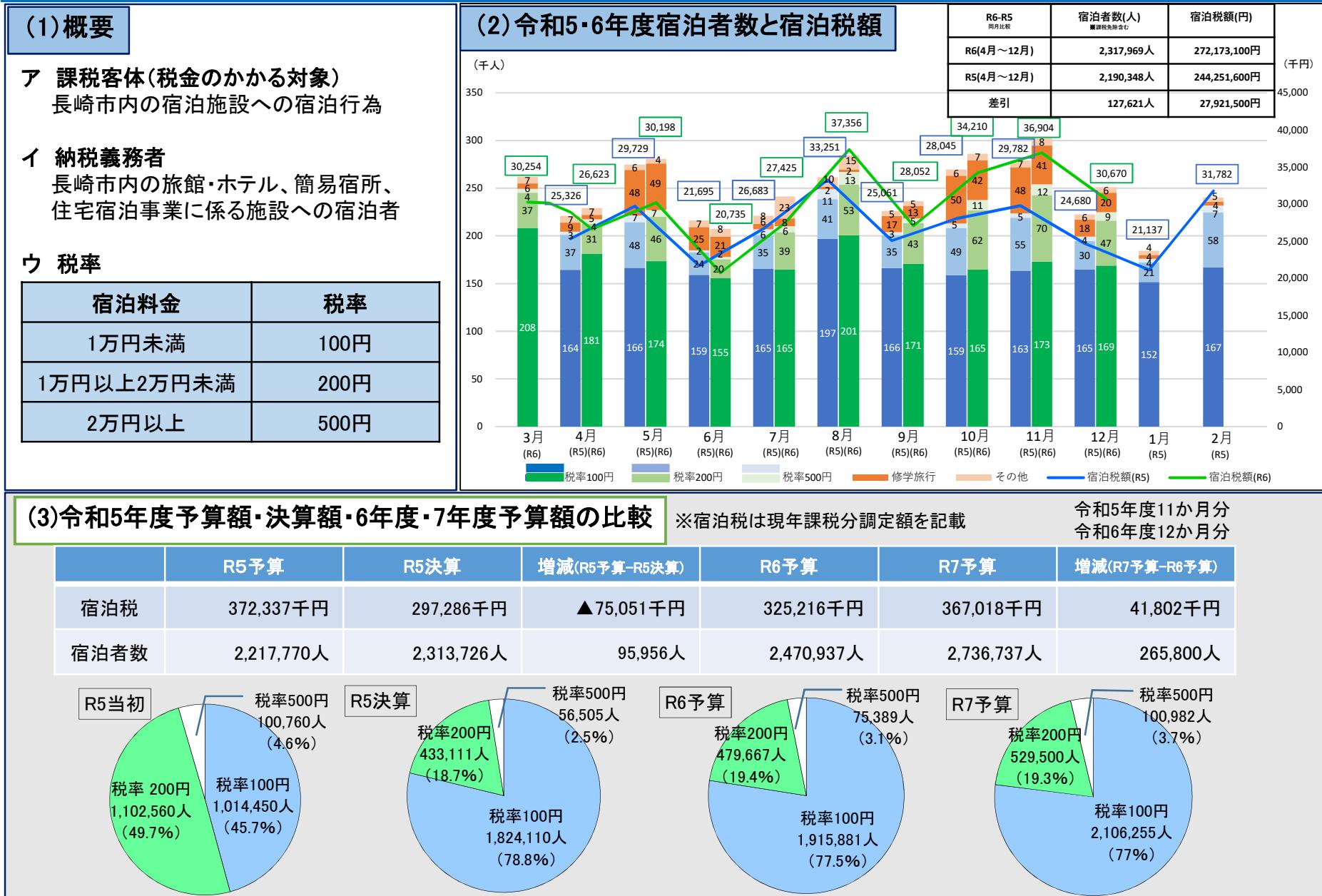
1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 公募の方法による委員の選任に関し必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

各年度の宿泊者数と宿泊税額

参考3



令和5年度の宿泊税活用事業(実績)

参考 4

①訪問客へのサービス向上・消費拡大	44,025千円 (事業費 105,377千円)	
○観光地域づくり推進費	40,550(63,999)	
・サステナブルツーリズムとして、地域への貢献や地元の人々との交流プログラムを含む高付加価値な長期滞在型モデルプランの造成 ・体験コンテンツ予約・販売サイト「play nagasaki」やグルメサイト「ナガサキ飯」を活用した着地での情報提供の強化 ・市内事業者におけるGoogle Business Profileの活用を促進し、店舗情報の充実を図る取組み		
○長崎さるく推進費	2,072(38,197)	
・長崎さるくの情報発信、ガイド研修		
○ナイトタイムエコノミー推進費	1,403(3,181)	
・ナイトタイムエコノミーの活性化につながる、長崎ならではのコンテンツとなるような事業を募集し事業者のチャレンジを支援するもの		
		
【サステナブルツーリズムにおける体験コンテンツの一例】	【ガイドと一緒に楽しむ長崎さるく】	【ナイトタイムエコノミー採択事業・ハイクラスナイトクルーズ・ドリトン事業】
③観光施設などの受入環境整備	40,077千円 (事業費 107,992千円)	
○観光地域づくり推進費	28,769(45,406)	
・市民及び市内事業者のおもてなし機運醸成 ・ユニークペニーの活用等MICE開催時の市内周遊促進に向けた取組み		
○世界遺産保存整備事業費「明治日本の産業革命遺産」	2,103(35,365)	
・世界遺産ビジターセンター(グラバー園 旧三菱第2ドックハウス内)のデジタル映像導入等による展示リニューアル		
○総合観光案内所運営費	9,205(27,221)	
・長崎駅の総合観光案内所運営に係る費用		
		
【グラバー園におけるユニークペニー】	【ビジターセンター展示（5面ディスプレイ）】	【総合観光案内所】
⑤緊急時の対応等	50,000千円	
○観光交流基金積立金		
●宿泊税賦課費	19,140千円 (事業費19,154千円)	
○宿泊税周知に係る広告費や賦課システム等		

②訪問客への情報提供	143,929千円 (事業費 234,895千円)	
○観光地域づくり推進費	138,018(193,708)	
・観光ワンストップサイト「travel nagasaki」における情報提供 ・YahooやGoogle、Instageram等へのバナー掲出をはじめとしたデジタル広告による訴求プロモーション		
○シーポルト来日200周年記念事業費	3,056(14,737)	
・記念事業における広報プロモーション		
○世界・日本新三大夜景推進費	441(9,656)	
・日本新三大夜景にかかる情報発信		
○さしみシティ推進事業費	2,414(16,794)	
・訪問客に向けた長崎の魚のPRに関する費用		
		
【travel nagasaki】	【関東圏における夜景に係る写真展】	【さしみシティ紹介イメージ】

宿泊税活用の効果

宿泊税を活用した取組みなどにより、令和5年の観光統計において訪問客数は前年比31.4%増の約532万人、観光消費額は前年比38.3%増の約1,435億円、長崎市観光動向調査による訪問客の満足度は95.4%、再来訪意向は94.2%と前年と同程度の高い数値を維持しており、訪問客の利便性・満足度・再訪意欲の向上につながったものと考えられる。

令和5年観光統計・観光動向調査(前年・元年比較)

		令和元年	令和4年	令和5年	【単位:人、億円、%】	
					前年比	元年比
市 観 光 統 計	訪問客数	6,917,800	4,048,800	5,319,400	31.4	▲23.1
	観光消費額	1,492	1,037	1,435	38.3	▲3.8
観 光 動 向 調 査	観光客満足度※1	91.9	96.3	95.4	▲0.9	3.8
	再来訪意向※2	91.0	95.3	94.2	▲1.2	3.5

※1 観光客満足度は「大変満足」と「満足」の合計

※2 R元、R5年:「大変そう思う」と「思う」の合計

R4:「時期はわからないが、機会があれば再び訪れたい」と「1年以内に再び訪れた」との合計

他都市の宿泊税見直し検討状況

参考 5

	東京都	大阪府	京都市																						
施行日	H14.10.1	H29.1.1	H30.10.1																						
目的	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	国際文化観光都市としての魅力を高め、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため																						
税率	定額 <table border="1"> <tr> <th>宿泊料金(1人1泊当たり)</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>1万円以上1万5千円未満</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>1万5千円以上</td> <td>200円</td> </tr> </table>	宿泊料金(1人1泊当たり)	税率	1万円以上1万5千円未満	100円	1万5千円以上	200円	定額 <table border="1"> <tr> <th>宿泊料金(1人1泊当たり)</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>7千円以上1万5千円未満</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>1万5千円以上2万円未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>2万円以上</td> <td>300円</td> </tr> </table>	宿泊料金(1人1泊当たり)	税率	7千円以上1万5千円未満	100円	1万5千円以上2万円未満	200円	2万円以上	300円	定額 <table border="1"> <tr> <th>宿泊料金(1人1泊当たり)</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>2万円未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>2万円以上5万円未満</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>5万円以上</td> <td>1,000円</td> </tr> </table>	宿泊料金(1人1泊当たり)	税率	2万円未満	200円	2万円以上5万円未満	500円	5万円以上	1,000円
宿泊料金(1人1泊当たり)	税率																								
1万円以上1万5千円未満	100円																								
1万5千円以上	200円																								
宿泊料金(1人1泊当たり)	税率																								
7千円以上1万5千円未満	100円																								
1万5千円以上2万円未満	200円																								
2万円以上	300円																								
宿泊料金(1人1泊当たり)	税率																								
2万円未満	200円																								
2万円以上5万円未満	500円																								
5万円以上	1,000円																								
免税点	あり 宿泊料金が1人1泊1万円未満の宿泊	あり (R元.6～) 宿泊料金が1人1泊7千円未満の宿泊	なし																						
課税免除等	なし	なし	・修学旅行その他学校行事の参加者・引率者 ・保育所等の施設が主催する行事に参加する満3歳以上の幼児・引率者(R3. 4～)																						
税収規模	2.5億円 (R3現年調定額) 15.8億円 (R4現年調定額) 44.0億円 (R5現年調定額)	3.4億円 (R3現年調定額) 10.6億円 (R4現年調定額) 25.1億円 (R5現年調定額)	16.3億円 (R3現・滞収入額) 30.5億円 (R4現・滞収入額) 52.0億円 (R5現・滞収入額)																						
見直し検討スパン	5年	5年	5年。ただし、導入して1年6か月後にも検討を行う																						
見直し検討時期	令和5年度	平成30年度(免税点の変更) 令和5年度(万博期間における修学旅行生等の課税免除)	令和6年度																						
検討組織	東京都税制調査会【附属機関ではなく懇談会的な組織】	大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討会議【既存の附属機関】	京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会【既存組織を活用。条例に定める特別委員の設置】																						
検討後の方向性	負担額の引き上げ検討	課税免除について令和7年4月1日施行予定	令和7年度中の税額の引き上げを目指す																						

	金沢市	俱知安町	福岡県						
施行日	H31.4.1	R元.11.1	R2.4.1						
目的	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため						
税率	<p>定額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>宿泊料金(1人1泊当たり)</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5千円以上2万円未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>2万円以上</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	宿泊料金(1人1泊当たり)	税率	5千円以上2万円未満	200円	2万円以上	500円	1人当たり、1部屋当たり、1棟当たり 宿泊料金の2%	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市、北九州市以外 宿泊者1人1泊当たり 200円 ・福岡市、北九州市 宿泊者1人1泊当たり 50円
宿泊料金(1人1泊当たり)	税率								
5千円以上2万円未満	200円								
2万円以上	500円								
免税点	あり (R6.10~) 宿泊料金が1人1泊5千円未満の宿泊	なし	なし						
課税免除等	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、小学校、中学校、高校等の修学旅行等の参加者・引率者 ・中学校、高校、大学等の生徒・学生で職場体験を行うもの 	なし						
税収規模	4.3億円 (R2現年調定額) 5.0億円 (R3現年調定額) 7.7億円 (R4現年調定額)	1.8億円 (R元現・滞収入額) 0.5億円 (R2現・滞収入額) 0.7億円 (R3現・滞収入額)	8.9億円 (R3現年調定額) 13.1億円 (R4現年調定額) 28.2億円 (R5現・滞収入額)						
見直し検討スパン	5年	5年	3年 その後は5年ごと						
見直し検討時期	令和5年度	令和6年度	令和5年度						
検討組織	金沢市宿泊税条例施行後の状況に関する調査検討会議【設置要綱に基づくもの】	新たに検討組織は設置せず、庁内で関係団体の意見を徴取しながら検討	福岡県宿泊税検討委員会【設置要綱に基づくもの】						
検討後の方向性	免税点の設定		現行の税制度の維持						

	福岡市	北九州市	長崎市														
施行日	R2.4.1	R2.4.1	R5.4.1														
目的	福岡市観光振興条例に基づく施策に要する費用に充てるため	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実、その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため														
税率	<p>定額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>宿泊料金(1人1泊当たり)</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2万円未満</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>2万円以上</td> <td>450円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・福岡県分も含めると、宿泊者の負担はそれぞれ50円増</p>	宿泊料金(1人1泊当たり)	税率	2万円未満	150円	2万円以上	450円	<p>定額</p> <p>宿泊者1人1泊当たり 150円 ・福岡県分も含めると、宿泊者の負担は200円</p>	<p>定額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>宿泊料金(1人1泊当たり)</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万円未満</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>1万円以上2万円未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>2万円以上</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	宿泊料金(1人1泊当たり)	税率	1万円未満	100円	1万円以上2万円未満	200円	2万円以上	500円
宿泊料金(1人1泊当たり)	税率																
2万円未満	150円																
2万円以上	450円																
宿泊料金(1人1泊当たり)	税率																
1万円未満	100円																
1万円以上2万円未満	200円																
2万円以上	500円																
免税点	なし	なし	なし														
課税免除等	なし	なし	<ul style="list-style-type: none"> 修学旅行などの宿泊を伴う学校行事に参加する児童、生徒並びに引率者 部活動または地域のクラブチームとして、宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会に参加する児童、生徒並びに引率者 														
税収規模	11.1億円 (R3現・滞収入額) 19.1億円 (R4現・滞収入額) 28.2億円 (R5現・滞収入額)	2.6億円 (R3現年調定額) 3.3億円 (R4現年調定額) 3.8億円 (R5現年調定額)	3.0億円 (R5現年調定額)														
見直し検討スパン	3年 その後は5年ごと	3年 その後は5年ごと	3年														
見直し検討時期	令和5年度	令和5年度															
検討組織	福岡市観光振興条例の施行状況に関する検討委員会【設置要綱に基づくもの】	北九州市宿泊税検討会【附属機関ではなく、今後の宿泊税の在り方に関する検討を行う目的で設置された組織】															
検討後の方向性	現行制度を継続	現行制度を継続															